

西宮市甲東支所来庁者の駐車料金に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、甲東支所に自動車で来庁する市民等が、アプリ甲東立体駐車場（以下「駐車場」という。）を利用する場合の駐車料金の取扱について、必要な事項を定める。

(駐車料金の負担)

第2条 市は、別表に掲げる支所取扱業務に係る用務のため、甲東支所に自動車で来庁する市民等が駐車場を利用した場合において、その者の駐車料金の一部を負担する。

- 2 前項の規定による駐車料金の負担は、30分間の駐車回数券（以下「回数券」という。）を1回の駐車につき1枚交付することにより行う。

(手続き)

第3条 回数券の交付を受けようとするものは、甲東支所の窓口「駐車券」を提示するものとする。

- 2 「駐車券」の提示があった場合において、担当職員は当該「駐車券」に交付済印を押印のうえ、回数券を交付するものとする。

(その他)

第4条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、平成8年10月14日から施行する。

付則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（支所取扱業務）

- 1 戸籍届
- 2 住民票・戸籍等証明書
- 3 住民異動届等
- 4 印鑑登録・印鑑証明書
- 5 特別永住者証明
- 6 個人番号カード等
個人番号カード、住基カード
- 7 電子署名
- 8 市税
市税の証明、市民税の申告
- 9 軽自動車税
- 10 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当
- 11 国民年金
- 12 国民健康保険
- 13 後期高齢者医療
- 14 介護保険
- 15 福祉医療
- 16 西宮市税、税外収入の払い込み
- 17 生活保護相談
- 18 その他の業務
はり・きゅう・マッサージ施術費補助券、交通安全杖
車いすバンク
土のう袋
身体障害者手帳
保育所入所申請用紙
粗大ごみ券、し尿処理券
不在者投票（期日前投票所開設期間は除く）
小型家電回収
市長への手紙
確定申告用紙
共同利用施設申込み
旅券(パスポート)申請用紙
市営住宅、県営住宅
- 19 その他支所長が認めたもの